

浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市が運行する通園・通学バス及び通園・通学タクシー（以下「通園・通学バス等」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行の目的)

第2条 通園・通学バス等は、幼稚園、小学校及び中学校の統合等により遠距離通園・通学となった浜松市立幼稚園、小学校及び中学校に通園・通学する園児、児童及び生徒への通園・通学支援を目的とする。

(利用対象者)

第3条 通園・通学バス等を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 別表1左欄に掲げる幼稚園、小学校及び中学校のうち、同表右欄に掲げる地域に居住する園児、児童及び生徒
- (2) その他、身体的な理由等により通園・通学が困難な園児、児童及び生徒で、市長が特に認めた者

(目的外使用)

第4条 通園・通学バス等は、第2条の規定による目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる使用について、市長が必要と認めるときは、通園・通学に支障のない範囲内でこれを使用することができる。

- (1) 浜松市立幼稚園、小学校及び中学校のうち、別表2に掲げる幼稚園、小学校及び中学校が、教育課程に基づく教育活動に使用するとき
- (2) その他、浜松市立幼稚園、小学校及び中学校が使用する場合は、特に必要と認めるとき

(利用又は使用の申込み)

第5条 第2条の目的により通園・通学バス等の利用を希望する園児、児童及び生徒の保護者は、利用を希望する前月の末日まで（転居、転入等の事由により利用を希望する場合は、利用を希望する前日まで）に通園・通学バス等利用申込書（第1号様式）を提出し、市長の利用承認を受けなければならない。

2 前条の規定により通園・通学バス等の使用を希望する幼稚園、小学校及び中学校の園長又は学校長は、使用を希望する日の1ヵ月前までに通園・通学バス等使用申込書（第2号様式）を提出し、市長の使用承認を受けなければならない。

(利用又は使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申込みがあった場合において、通園・通学バス等の利用が適当であると認めるときは、当該園・学校を卒園・卒業するまで利用を承認するものとし、通園・通学バス等利用承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により申込みがあった場合において、通園・通学バス等の利用が不相当であると認めるときは、通園・通学バス等利用不承認通知書（第4号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、前条第2項の規定により申込みがあった場合において、通園・通学バス等の使用が相当であると認めるときは、承認の通知をするものとする。
- 4 市長は、前条第2項の規定により申込みがあった場合において、通園・通学バス等の使用が不相当であると認めるときは、不承認の通知をするものとする。

（変更又は辞退の届出）

第7条 通園・通学バス等の利用承認を受けた者のうち、申込み内容に変更が生じたとき、又は利用対象者でなくなったときは、速やかに通園・通学バス等利用変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（職権による利用又は使用の取り消し）

第8条 市長は、職権により通園・通学バス等の利用承認又は使用承認を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により利用の承認を取り消す場合は、通園・通学バス等利用取消通知書（第6号様式）を交付するものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区	園名又は学校名	利用対象地域等
西区	浜松市立北庄内幼稚園	庄内町、庄和町及び協和町
	浜松市立庄内小学校	旧北庄内小学校区(館山寺町の一部、呉松町、白洲町の一部、平松町の一部、深萩町)及び旧南庄内小学校区(協和町の一部、庄和町の一部)
北区	浜松市立伊平幼稚園	引佐町川名及び引佐町東久留女木の一部(383番地まで)
	浜松市立引佐北部みさと幼稚園	引佐町渋川の一部(霧山地区を除く)、引佐町西久留女木及び引佐町東久留女木の一部(384番地以降)
	浜松市立都田小学校	旧滝沢小学校区(鷲沢町、滝沢町)
	浜松市立引佐北部小学校	旧渋川小学校区(引佐町渋川(霧山地区を除く))、旧久留女木小学校区(引佐町西久留女木、引佐町東久留女木(384番地以降))、引佐町別所の一部
	浜松市立井伊谷小学校	旧伊平小学校区(引佐町伊平、引佐町兔荷、引佐町西黒田、引佐町東黒田(9番地から20番地を除く))、旧川名小学校区(引佐町川名、引佐町東久留女木(383番地まで))
	浜松市立三ヶ日東小学校	旧大崎小学校区(三ヶ日町大崎及び三ヶ日町都筑飛地)
浜北区	浜松市立宮口幼稚園	大平及び四大地の一部(大平町内会)
	浜松市立麿玉小学校	旧大平小学校区(大平、四大地の一部(大平町内会))、堀谷
天竜区	浜松市立光明幼稚園	横川、只来
	浜松市立竜川幼稚園	龍山町全域
	浜松市立光明小学校	旧鏡山小学校区(横川、只来)
	浜松市立上阿多古小学校	芦窪の一部、長沢の一部、懐山の一部、西藤平の一部、東藤平の一部、阿寺の一部
	浜松市立下阿多古小学校	石神、上野の一部、青谷の一部、渡ヶ島の一部、米沢の一部、日明の一部、緑恵台、青谷の一部

浜松市立横山小学校	龍山町全域、佐久、月の一部、小川の一部、相津の一部、伊砂の一部、大川の一部、東雲名の一部、西雲名の一部、
浜松市立熊小学校	熊(石打) 神沢(六郎沢)及び大栗安の一部
浜松市立清竜中学校	旧下阿多古中学校区(石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明及び緑恵台) 旧上阿多古中学校区(西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢及び懐山)及び旧熊中学校区(熊、神沢及び大栗安)
浜松市立光が丘中学校	旧竜川中学校区(横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名及び東雲名) 旧龍山中学区(龍山町全域) 横川、只来
浜松市立気田幼稚園	熊切地区(長蔵寺、石打松下、田黒、筏戸大上、五和、越木平、花島、牧野及び田河内) 及び杉川上地区(杉及び川上)
浜松市立気田小学校	春野町宮川の一部(河内及び高瀬) 春野町気田の一部(郷島) 春野町豊岡の一部(野尻、植田及び勝坂) 春野町石切、春野町小俣京丸 旧春野北小学校区(春野町杉及び春野町川上) 及び熊切地区(長蔵寺、石打松下、田黒、筏戸大上、五和、越木平、花島、牧野及び田河内)
浜松市立犬居小学校	春野町領家の一部(中山) 春野町堀之内の一部(平野の一部及び静修) 春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時及び春野町胡桃平
浜松市立春野中学校	犬居小学校区(春野町領家、春野町堀之内、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時及び春野町胡桃平) 旧熊切小学校区(春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町花島、春野町牧野及び春野町田河内) 旧春野北小学校区(春野町杉及び春野町川上) 及び気田小学校区の一部(春野町宮川の一部(河内) 春野町豊岡の一部(野尻、植田及び勝坂) 春野町石切及び春野町小俣京丸)

浜松市立佐久間幼稚園	佐久間町相月、佐久間町奥領家
浜松市立佐久間小学校	旧山香小学校区（佐久間町大井、佐久間町戸口及び佐久間町上平山）、旧城西小学校区（佐久間町相月、佐久間町奥領家）
浜松市立佐久間中学校	旧浦川中学校区（佐久間町浦川、佐久間町川合及び佐久間町半場（神妻地区及び佐久間町半場700～707番地））、佐久間町大井の一部、佐久間町戸口、佐久間町上平山
浜松市立水窪小学校 浜松市立水窪中学校	水窪町奥領家の一部（門谷、夏焼、大野、竹之島、大嵐、草木、西浦及び瀬戸野）、水窪町地頭方の一部（地双、大嵐及び草木）及び水窪町山住（灰の沢、畑梨、河内浦及び門桁）

別表2(第4条関係)

1 小学校

区	学校名
西区	浜松市立庄内小学校
	浜松市立村櫛小学校
北区	浜松市立都田小学校
	浜松市立西気賀小学校
	浜松市立伊目小学校
	浜松市立井伊谷小学校
	浜松市立金指小学校
	浜松市立奥山小学校
	浜松市立三ヶ日東小学校
	浜松市立平山小学校
	浜松市立尾奈小学校
	浜松市立引佐北部小学校
浜北区	浜松市立麿玉小学校
天竜区	浜松市立二俣小学校
	浜松市立光明小学校
	浜松市立上阿多古小学校
	浜松市立下阿多古小学校
	浜松市立熊小学校
	浜松市立横山小学校
	浜松市立犬居小学校
	浜松市立気田小学校
	浜松市立佐久間小学校
	浜松市立浦川小学校
	浜松市立水窪小学校

2 中学校

区	学校名
北区	浜松市立引佐北部中学校
天竜区	浜松市立清竜中学校
	浜松市立光が丘中学校
	浜松市立春野中学校
	浜松市立佐久間中学校
	浜松市立水窪中学校

3 幼稚園

区	園名
西区	浜松市立北庄内幼稚園
北区	浜松市立引佐北部みさと幼稚園
	浜松市立伊平幼稚園
浜北区	浜松市立宮口幼稚園
天竜区	浜松市立二俣幼稚園
	浜松市立光明幼稚園
	浜松市立上阿多古幼稚園
	浜松市立下阿多古幼稚園
	浜松市立熊幼稚園
	浜松市立竜川幼稚園
	浜松市立犬居幼稚園
	浜松市立気田幼稚園
	浜松市立佐久間幼稚園
	浜松市立浦川幼稚園

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

保護者氏名

通園・通学バス等利用申込書

通園・通学バス等を利用したいので、浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申込みます。

記

利用者 (園児・児童・生徒)	氏名	年 .
	住所	
	園名 学校名	
乗降場所		
申込み理由	遠距離通園・通学以外の理由により、利用を希望する場合は、その理由を記載してください。	
入学(転入)年月日	年 月 日	

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

幼稚園名又は学校名

園長名又は校長名



通園・通学バス等使用申込書

通園・通学バス等を使用したいので、浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申込みます。

記

使用年月日	平成 年 月 日 ()		
雨天時の扱い		予備日: 月 日 ()	
使用教科		单元名	
行き先			
活動目的			
行程	(往 路)		
	(復 路)		
対象学年・歳児		乗車人数	児童生徒
			引率者
引率代表者名			
備考			

担当課処理欄	承認	不承認	
	要綱第6条3項の規定に基づき承認します		
	要綱第6条4項の規定に基づき不承認とします		

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

浜松市長

印

通園・通学バス等利用承認通知書

通園・通学バス等の利用について、浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認します。

記

利用者	氏名	
	住所	
	園名 学校名	
保護者	氏名	
	住所	
乗降場所		
有効期限		

車内秩序を守り、安全運行に協力すること。

故意又は重大な過失によって車両その他に損害を与えた場合、その行為をした園児、児童又は生徒の保護者において弁償すること。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日
様
浜松市長 印

通園・通学バス等利用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました通園・通学バス等の利用申請について、
浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱第6条第2項の規定により、次の
とおり不承認とします。

記

申請者	氏名	
	住所	
不承認理由		

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

保護者氏名

通園・通学バス等利用変更届

通園・通学バス等の利用について、浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

記

利用者 (園児・児童・生徒)	氏名	
	住所	
	園名 学校名	
変更内容		
変更理由		
変更年月日	年	月 日

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日
様
浜松市長 印

通園・通学バス等利用取消通知書

浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、
次のとおり通園・通学バス等の利用（使用）承認の取消を通知します。

記

利用者 （使用者）	氏 名 （園名・学校名）	
	住 所	
取消理由		